

財務省告示第二百九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十年六月二十日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十年七月三日

財務大臣 額賀 福志郎

一 名称及び記号 割引短期国庫債券（第四百三十六回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条

三 振替法の適用 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」という。）及び価格競争入札発行（以下「価格競争入札発行」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札発行（以下「価格競争入札発行」という。）

五 募入決定の方法 各申込みのうち応募額の高いものからその応募額を順次割り

入札発行競争ものである。

場を定めるものによる発行（以下「価格競争入札発行」という。）

を定めるものによる発行（以下「価格競争入札発行」という。）

を定めるものによる発行（以下「価格競争入札発行」という。）

を定めるものによる発行（以下「価格競争入札発行」という。）

を定めるものによる発行（以下「価格競争入札発行」という。）

を定めるものによる発行（以下「価格競争入札発行」という。）

を定めるものによる発行（以下「価格競争入札発行」という。）

を定めるものによる発行（以下「価格競争入札発行」という。）

を定めるものによる発行（以下「価格競争入札発行」という。）

を定めるものによる発行（以下「価格競争入札発行」という。）

を定めるものによる発行（以下「価格競争入札発行」という。）

を定めるものによる発行（以下「価格競争入札発行」という。）

を定めるものによる発行（以下「価格競争入札発行」という。）

を定めるものによる発行（以下「価格競争入札発行」という。）

を定めるものによる発行（以下「価格競争入札発行」という。）

を定めるものによる発行（以下「価格競争入札発行」という。）

を定めるものによる発行（以下「価格競争入札発行」という。）

を定めるものによる発行（以下「価格競争入札発行」という。）

を定めるものによる発行（以下「価格競争入札発行」という。）

を定めるものによる発行（以下「価格競争入札発行」という。）

を定めるものによる発行（以下「価格競争入札発行」という。）

を定めるものによる発行（以下「価格競争入札発行」という。）

を定めるものによる発行（以下「価格競争入札発行」という。）

を定めるものによる発行（以下「価格競争入札発行」という。）

十 一	九	八						七						六											
一 発 行 価 格	一 発 行 価 格	振 替 単 位	最 低 額 面 金	行 争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 ・ 第 加	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行	価 格 競 争	込 金 額	行 争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 ・ 第 加	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行	価 格 競 争	行 争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 ・ 第 加	特 別 参 加	国 債 市 場	口	
平 成 二 十 年 六 月 二 十 日	す の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 面 金	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	千 万 円				九 百 五 十 億 三 千 四 百 円	四 十 一 万 五 千 二 百 円	一 兆 二 千 九 百 八 十 九 億 三 千 二 百						額 面 金 額 で 九 百 十 二 億 円	千 万 円 額 で 一 兆 三 千 八 十 七 億 九						込 み の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。	募 限 度 の 範 囲 内 に お い て 各 申	各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 ご と の 応

十七	十六	十五	十四			十三	十二			口		イ				
払込期日	者入札参加	場所	元金支払額	償還金額		償還期限	価格平均	募入平均	行争入札発	非価格競	者・第	特別参加市場	国債市場	入札発行	価格競争	
平成二十年六月二十日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額百円につき百円	償還金を支払う。	償還金を支払う。	償還期は、その翌営業日に	ただし、償還期が銀行休業日に	十四銭七厘	額面金額百円につき九十九円二				十四銭七厘	額面金額百円につき九十九円二	十三銭八厘以上	額面金額百円につき九十九円二